

中小企業経営強化税制適用の手続き判明

経営力向上計画の認定前でも
例外的に対象設備の取得が可能

平成29年度税制改正で創設された中小企業経営強化税制だが、対象設備の取得が経営力向上計画の認定前でも例外的に認められることがわかった。同じスキームである固定資産税の軽減措置の特例に関しては、経営力向上計画の申請前に対象設備を取得等した場合であっても、取得から60日以内に計画の申請が受理されれば特例の適用が認められており、中小企業庁では中小企業経営強化税制でも同様の取扱いが可能になるよう国税当局と調整していた（本誌683号24頁参照）。

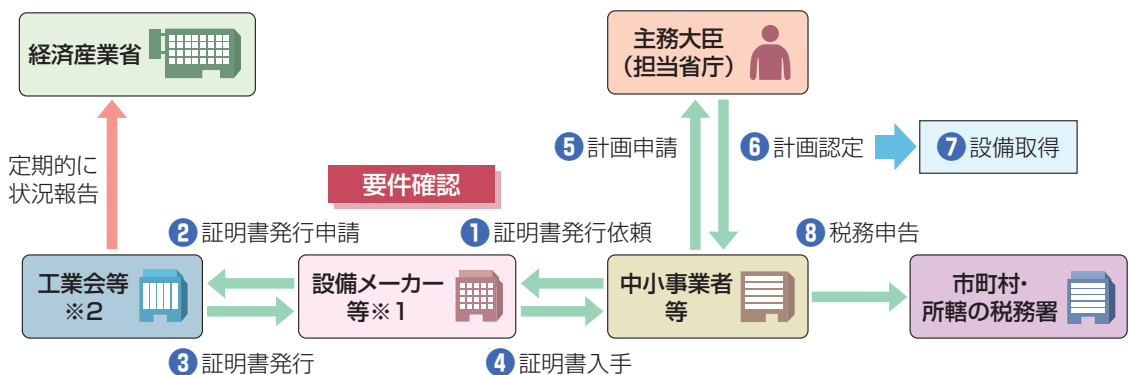
対象設備の取得から60日以内に計画申請の受理が必要

平成29年度税制改正では、中小企業投資促進税制の上乗せ措置が改組され、中小企業経営強化税制が創設された。同制度は中小企業等経営強化法の認定計画に基づく設備投資であるとしている制度の枠組みを踏襲し、これまでは対象外となっていた器具備品や建物附属設備を対象に追加。即時償却又は7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業

主は10%）を認めるというものである。

経営力向上計画に係る認定申請書は3月15日に一部改正され、新様式による申請の受付が開始されている。例えば、中小企業経営強化税制の「生産性向上設備」（A類型）の適用を受けるには、メーカー等を通じて工業会等により取得した対象設備の証明書を添付した経営力向上計画を主務大臣に申請。計

【図1】「生産性向上設備」（A類型）の手続きスキーム



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかによらず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。（具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。）

（出典：中小企業庁）

画の認定を受けた後に対象設備を取得する(図1参照)。原則として設備の取得は計画認定を受けてからというのが通常の流れとなる。

この点、同じスキームである固定資産税の軽減措置の特例では、経営力向上計画の申請

前に対象設備を取得した場合であっても、取得から60日以内に計画の申請が受理されれば特例の適用が認められており、中小企業経営強化税制についても同様の弾力的な取扱いが認められることが明らかになっている。

B類型の場合は経済産業局への確認書発行申請後の設備取得が条件

また、中小企業経営強化税制のもう1つの「収益力強化設備」(B類型)の適用を受けるには、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた投資計画案について、所轄の経済産業局から確認書を取得。確認書とともに経営力向上計画を主務大臣に申請し、認定を受けた後に対象設備を取得する(図2参照)。

設備の取得は、「収益力強化設備」(B類型)についても原則として計画認定を受けてからということになるが、「生産性向上設備」(A類型)と同様、例外的に弾力的な取扱いが認められる。ただし、「収益力強化設備」(B類型)の場合は経済産業局への確認書発行申請後の設備取得に限られるので留意したい。特に「収益力強化設備」(B類型)の場合は、経済産業局での確認書の標準処理

期間として1か月、各主務大臣の経営力向上計画認定の標準処理期間として約1か月かるとされており、「生産性向上設備」(A類型)よりも手続き的に計画認定までに時間がかかるとされているためだ。

また、設備の取得から60日以内に計画の申請が受理される必要がある点は「生産性向上設備」(A類型)と同じである。

なお、この場合であっても対象設備は平成29年4月1日以降に取得したものであり、3月決算法人の場合には平成30年3月31日までに計画の認定を受ける必要がある。前述した「生産性向上設備」(A類型)についても同様だ。資料の不備等があった場合などでは計画認定まで1か月以上要することもある。いずれにせよ早めの計画申請等が無難であろう。

【図2】「収益力強化設備」(B類型)の手続きスキーム

